

## 篠山口駅西公営駐車場指定管理者募集要項

篠山市では、篠山口駅西公営駐車場（以下「駐車場」という。）の管理業務を、効果的かつ効率的に行うため、篠山市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年条例36号）及び篠山口駅西公営駐車場条例（平成11年篠山市条例第185号）第3条の規定に基づき、指定管理者を募集します。

### 1 施設の設置目的及び管理運営方針

駐車場は、篠山口駅等を利用する自動車の駐車の利便を図るための施設であり、適正で効率的な管理運営を行うことを基本的な運営方針とします。

### 2 施設の概要

- (1) 施設名 篠山口駅西公営駐車場
- (2) 所在地 篠山市大沢二丁目14番地4
- (3) 設置年月 平成10年3月（駐車場機器一部更新平成22年3月）
- (4) 敷地面積 5,379m<sup>2</sup>
- (5) 形式 平地自走式
- (6) 営業時間 年中無休24時間営業
- (7) 施設の利用状況・運営実績等 別紙（参考資料1、2、3）のとおり。

### 3 指定管理者が行う業務の範囲・内容

指定管理者が行う業務の範囲については、下記のとおりとします。詳細については、別表のリスク分担表と指定管理料算定参考資料を確認してください。

- (1) 施設の利用の許可、利用の許可の取消し等に関する業務
  - ア 受付業務については、週の内土曜日、日曜日を含む5日以上、かつ午前9時から午後5時まで行い、必ず対応できる体制をとってください。
  - イ 施設の利用上、消防署・警察署等関係官公署との調整が必要な場合は、利用者に対し必要な指導、助言を行ってください。
- (2) 施設及び設備の維持管理に関する事  
指定管理者は、施設の維持管理として次の業務を行ないます。
  - ・施設、設備の保守点検及び修繕に関する事
  - ・敷地内の清掃等環境整備に関する事
  - ・災害又は緊急時の対応に関する事
- (3) 施設の運営  
指定管理者は、施設の運営として次の業務を行ないます。
  - ・利用料金の徴収、経理に関する事
  - ・関係機関との連絡調整に関する事
  - ・利用者に対する施設利用の指導

- ・苦情処理に関すること
- ・施設内の盗難防止等防犯に関すること
- ・その他市からの指示事項に関すること

#### (4) 利用の促進

指定管理者は、施設の広報及び募集案内等利用促進に関する業務を行ないます。

#### (5) その他

指定管理者は、上記のほか、別紙業務仕様書のとおり業務を行ないます。

### 4 管理に要する経費

#### (1) 利用料金

施設使用に係る利用料金は、指定管理者の収入とし、管理に要する経費に充てることができます。

#### (2) 利用料金の設定

利用料金の額は、条例に定める額の範囲内で、指定管理者が市長の承認を得た上で定める額とします。

一時駐車 24時間までごとに 500円以内

定期駐車 1月あたり 5,000円以内

※参考：一時駐車

平成21年3月31日まで	24時間までごとに	500円
--------------	-----------	------

平成21年4月 1日から	24時間までごとに	400円
--------------	-----------	------

平成26年4月15日から	24時間までごとに	300円
--------------	-----------	------

定期駐車

平成21年3月31日まで	1月あたり	4,000円
--------------	-------	--------

平成21年4月 1日から	1月あたり	3,500円
--------------	-------	--------

平成26年4月 1日から	1月あたり	3,600円
--------------	-------	--------

### 5 市への納付額の提案

(1) 事業計画書において市へ還付する金額として提案のあった金額を参考に、市と指定管理者が協定した金額については、協定に定める時期、方法により市へ還付するものとします。

(2) 市への納付額の算定に当たっては、利用料金収入見込額から人件費、事務所経費、委託費、維持修繕費など管理に要する経費を控除した額を算定して提案してください。提案いただくのは、利用料金収入見込額、管理に要する経費、市への納付額の三点です。

なお、市への納付額は、2,400,000円以上を提案してください。

また、利用料金収入実績額から管理に要した経費を控除した収支差額が、各年度において協定で定めた還付額を上回った場合、その額の市への還付額の加算割合は、50%を基本として提案してください。

なお、收支差額が、協定した市への納付額を下回っても、協定に定める納付額を支払っていただきます。

## 6 関係法令の遵守

関係法令（地方自治法、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）ほか行政関連法規、消防法（昭和23年法律第186号）、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）ほか労働関係法規、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、篠山市個人情報保護条例（平成13年条例第36号）、篠山市情報公開条例（平成19年条例第28号）、篠山市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年条例第35号）、同施行規則（平成16年規則第27号）、篠山口駅西公営駐車場条例（平成11年篠山市条例第185号）、同施行規則（平成17年篠山市規則第13号）、その他関係法令等を遵守し、施設利用者の安全性及び快適性に考慮した管理運営を行わなければなりません。

## 7 指定期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日まで（5年間）

指定は、平成28年12月市議会（予定）の議決を経て確定する。

## 8 利用料金制

有 「施設の使用料収入（以下「利用料金」という。）は、全て指定管理者の収入とする。」

## 9 管理運営に要する経費

利用料金等指定管理者の収入をもって管理運営業務に係る経費を賄うこととし、市からの指定管理料は支払わない。

## 10 指定管理者と市との責任分担、リスク分担

項目	指定管理者	篠山市
施設の維持管理・運営	○	
施設の法的 管理	○	
目的外使用許可		○
周辺住民・利用者等からの苦情・要望等対応	○	(案件に より対応)
管理物件の 修繕・更新	○	
1件10万円未満		○
1件10万円以上		
不可抗力（市又は指定管理者のいずれの責めにも帰す ことのできない自然的又は人為的な現象）に伴う施	(市への報 告・応急対	○

設、設備の修復による経費の増加		策)	
自然災害時、防災拠点として利用する間等の業務停止による運営リスク			○
物価・金利変動に伴う経費の増		○	
行政上の理由による事業変更等に伴う増加経費の負担			○
法令の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす変更		○
	指定管理者に影響を及ぼす変更	○	
税制の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす変更		○
	上記以外の変更	○	
書類の誤り	業務仕様書等、市が責任を持つ書類の誤りによるもの		○
	事業計画書等、指定管理者が提案した内容の誤りによるもの	○	
利用者や第三者への賠償	施設の管理瑕疵に伴う損害賠償	○	
	施設の設置瑕疵に伴う損害賠償		○
損害賠償保険（指定管理者の帰責事由に基づく損害賠償保険）		○	
施設保険（火災・建物共済等）	機械ゲート式駐車場機器	○	
	その他		○
事業終了時の費用（指定期間が終了した場合、又は期間途中において業務を廃止した場合等における指定管理者の撤収費用）		○	

## 1.1 申請者資格・条件

- (1) 次の項目のいずれにも該当しないこと。
- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定（一般競争入札の参加者の資格）に該当する者。
  - ② 会社更生法、民事再生法に基づく更生又は再生手続きを開始している者。
  - ③ 篠山市から入札等に係る指名停止処分を受けている者。
  - ④ 団体及び団体代表者が市税、法人税、消費税及び地方消費税等納付すべき税金を滞納しているとき。
  - ⑤ 篠山市暴力団排除条例（平成24年条例第24号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者。
  - ⑥ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が⑤に該当するもの。

- ⑦ 法人であって、その役員のうちに⑥⑨のいずれかに該当する者があるもの。
- ⑧ その者の親会社等（その者の経営を実質的に支配することが可能となる関係のある者）が⑤から⑦までのいずれかに該当する者。
- ⑨ 指定管理候補者審査会委員及び公募事務に関与した者及びこれらの者と利害関係を有する者。
- ⑩ 篠山市、他の自治体を問わず、指定管理者の指定の取り消しを受け、または放棄した者。

## 1.2 申請の手続き

### (1) 申請書類等の配布

配布場所：篠山市役所本庁舎2階 まちづくり部地域整備課

TEL 079-552-5025 (直通)

FAX 079-552-0619

担当者：小嶋 健

配布期間：平成28年8月31日（水）から平成28年9月30日（金）

（土・日・祝日を除く）

午前8時30分から午後5時15分まで

### (2) 申請書類

申請時には、次の書類を各9部（正本1部、副本8部）提出してください。

	提出書類	備考
①	指定管理者指定申請書	様式1
②	定款若しくは寄付行為及び登記簿謄本又はこれらに準ずる書類	既存の資料又は任意の様式により提出のこと 法人のパンフレット等があれば添付のこと
③	過去3カ年間の貸借対照表、損益計算書、収支決算書その他経営内容を明らかにする書類	既存の資料又は任意の様式により提出のこと
④	平成28年度の事業計画書及び収支予算書	既存の資料又は任意の様式により提出のこと
⑤	役員の氏名、住所及び略歴を記載した書類	既存の資料又は任意の様式により提出のこと
⑥	前年の法人税及び消費税及び地方消費税の納税証明書	
⑦	事業計画書	様式2
⑧	経理的基盤及び技術的能力に関する事項を記載した書類	様式3
⑨	運営に係る収支予算書	様式4

### (3) 申請書の受付期間

平成28年9月1日（木）から平成28年9月30日（金）  
(土・日・祝日を除く)  
午前8時30分から午後5時15分まで

(4) 申請書の提出先

篠山市北新町41番地  
篠山市役所本庁舎2階 まちづくり部地域整備課 (持参に限る)

(5) 現地説明会

現地説明会は行いません。

(6) 質問の受付

まちづくり部地域整備課まで、文書またはファクシミリにより、平成28年9月1日（木）から平成28年9月21日（水）午後3時までにお願いします。  
様式は、様式5「質問票」を使用してください。  
質問については、平成28年9月27日（火）までにファクシミリで回答します。

(7) 申請に関する留意事項

①接触の禁止

選定委員、本件業務に従事する市職員等本件関係者に対して、本件申請に関する接觸を禁止します。接觸の事実が認められた場合、失格になることがあります。

②申請内容の変更禁止

提出された書類の内容を変更することはできません。

③虚偽の記載をした場合の取扱い

申請書類の虚偽の記載があった場合は、失格とします。

④追加資料の提出等

市が必要と認める場合には、追加資料の提出、ヒアリングの実施を求めることがあります。

⑤費用負担

申請に関して必要となる費用は、申請者の負担とします。

⑥申請書類の著作権

申請書類の著作権は申請者に帰属します。ただし、市は、指定管理者の決定の公表等に必要な場合は、申請書類の内容を無償で使用することができるものとします。

⑦申請書類の取扱い

申請書類は、理由の如何を問わず、返却しません。

また、篠山市情報公開条例第7条に規定されるものを除き、すべて情報公開請求の対象となります。

⑨事業計画書作成にあたっての留意点

- I 類似施設の運営実績等を踏まえてできるだけ具体的に記載してください。
- II 業務の内容については「業務仕様書」を参照してください。
- III 事業計画書に記載された内容について、提案内容どおりの実施を保証するものではありません。

1.3 選定方法、評価項目等

- (1) 篠山口駅西公営駐車場指定管理候補者審査会（以下「審査会」という。）が、事業計画等申請内容についての個別審査を行う。審査会は、まちづくり部長及び外部委員5名を委員として構成する。
- (2) 審査は、総合点を100点とし、審査項目ごとに配点した審査表により行う。
- (3) 審査における基本的な評価方針及び審査項目は別表のとおりとする。
- (4) 審査会は、各委員の審査表をとりまとめた総合点の各申請者の比較表、その他選定に必要な評価事項を記載した資料を基に、審査会の意見として指定管理候補者を評価する。
- (5) 篠山市指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）は、審査会の評価を尊重し、指定管理者を選定する。委員会は、委員長に副市長、副委員長に教育長、委員に政策部長、総務部長及び教育部長で構成する。
- (6) 選定結果については、申請者に選定結果を通知するとともに、下記事項について公表する。
  - I 納付金額
  - II 審査基準の内容と配点
  - III 全申請者の項目ごとの得点
  - IV 申請者名

1.4 協定の締結及び協定案

- (1) 協定書案は別紙のとおり
- (2) 指定管理者の指定後にあっても、次の事項に該当する場合は、市は協定を締結しないことができる。
  - ①正当な理由なくして協定の締結に応じないとき。
  - ②財務状況等の悪化等により、業務の履行が確実でないと認められるとき。
  - ③著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。
  - ④申請資格を喪失したとき。

## 1.5 業務実施及び履行責任

### (1) 事業計画書の作成及び提出

指定管理者は、毎年度、市長が指定する期日までに次年度の事業計画書を作成し、市長に提出するものとします。

### (2) 事業報告書の作成及び提出

指定管理者は、毎年度の終了後60日以内に、篠山口駅西公営駐車場に関する事業報告書を作成し、市長に提出するものとします。

### (3) 業務報告の聴取等

市長は指定管理者に対し、その管理する業務及び経理の状況に関し、定期的に報告を求め、業務等の実施状況を確認するため、実地に調査し、又は必要な指示をすることができるものとします。

## 1.6 今後のスケジュール

平成28年10月 指定管理候補者審査会

平成28年11月 指定管理者選定委員会、選定結果の通知

平成28年12月 議会の議決・指定の告示

平成29年 2月 協定の締結

## 1.7 その他

### (1) 指定の取消

市の指示に従わないときや指定管理者の責めに帰すべき事由により篠山口駅西公営駐車場の管理運営を継続できないと認めるときは、指定管理者の指定の取消や業務の停止を命じることがあります。

### (2) 疑義等についての協議

業務の遂行に関し、定めがないとき又は疑義が生じたときは、市と指定管理者は誠意をもって協議するものとします。

別表

条例に規定する 指定の基準	評価項目	審査の基準	配点
①管理運営方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公の施設としての設置目的への理解</li> <li>・市の管理運営方針との整合性</li> </ul>	10	
②利用者サービスの向上につながる 質の高い管理運営に向けた取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の平等な利用の確保</li> <li>・利用促進方策</li> </ul> <p>・サービス向上を図るために具体的な手法及び期待される効果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者ニーズの把握</li> </ul>	5	
③費用対効果の観点等から、効率的な管理運営に向けた取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該施設の管理運営体制（知識・経験を有する人員等の配置計画、要望、苦情等の対応体制、安全管理体制等）</li> <li>・市の指示等への対応及び市、関係機関等との連携体制の確保</li> </ul> <p>・水準を満たした上での安価な費用設定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・収支計画の適格性、実現の可能性</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・効率的な維持管理計画</li> </ul>	5	
④危機管理体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害等緊急時の対応</li> <li>・事故防止の取組み及び発生時の対応</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報の保護、利用者からの苦情対応体制、内部通報処理に関する対応</li> </ul>	5	
⑤その他、各施設の設置目的、特性等に応じ、必要と認める事項	・利用料金の設定、地域団体等との連携方策等	5	

1 公の施設の管理の業務に關する計画が管  
理の業務の適正かつ確  
実な実施のためにこと。  
なるものであること。

2 公の施設の管理の実務を適正かつ確実に必要な実施するためには技術的・経理的能力を有するものであること。	①申請団体の管理運営体制 ②申請団体の経理的基礎 ③申請団体の技術的能力、類似施設の運営実績 ④その他、各施設の設置目的、特性等に応じ、必要と認める事項	・職員体制、採用計画等 ・公正労働基準の確保	5
		・人材の指導育成、研修体制	
		・団体の経営状況、財務体质、事業実績 ・財務諸表に対する適正なチェック体制、開示体制	10
		・施設管理に係る技術的能力、類似施設の良好な運営実績の有無	5
3 その他	①提案価格	・障害者の雇用状況や雇用計画、男女共同参画への取組、環境への配慮等社会的価値への取組み等 市への納付額 価格点 = 10 × (当該提案価格 / 最高提案価格)	5 10
	合 計		100

資料 1 篠山口駅西公営駐車場施設一覧

	施設	数量	メーカー	修繕項目	備考
機器	監視カメラ	1			
管理機器	駐車券発行機	1	アマノ		H22.3更新
	自動料金精算機	1	アマノ		H22.3更新
	カーテン	2	アマノ		H22.3更新
	バーキャッチャー	2	アマノ		H22.3更新
	ループ式感知器(ループコイル含む)	2	アマノ		H22.3更新
	防犯プロテクター	1	アマノ		H22.3更新
	駐車券発行機、自動料金精算機パイプテント	2	アマノ	蛍光灯の交換	H22.3更新
	駐車場発行機、自動料金精算機蛍光灯	2	アマノ	蛍光灯、ハロゲンランプの交換	H22.3更新
	出口注意灯	1	アマノ	蛍光灯、ハロゲンランプの交換	H22.3更新
	入口表示灯(満車)	1	アマノ	蛍光灯、ハロゲンランプの交換	H22.3更新
建物	非常電話	1			
	障害者誘導標識	1			
建物	消火ホース格納庫	1			
	休憩用建物吹き抜け式 幅6m50 奥行3m70 外灯	1 22		ランプの交換	
屋外	外柵(フェンス) ガードレール	21m50 38m50		フェンスの塗装	
駐車場スペース	156台 障害者スペース2台				

資料2 平成27年度收支決算

収入

項目		金額 (円)
利用料金 収入	一時駐車(15,371台)	4,611,950
	定期駐車( 666台)	2,403,200
	合計	7,015,150

支出

項目		金額 (円)
人件費		501,552
事務所管理 経費等	消耗品費	74,497
	光熱水費	591,345
	その他事務所経費	66,960
修繕費		10,800
委託料		387,813
その他経費		1,575,493
市への納付額		4,800,000
合計		8,008,460

	金額(円)
収入－支出	△ 993,310

資料3 平成24～27年度 篠山口駅西公園駐車場利用状況

	料金	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
一時預かり	台数(台)	1回	1,042	1,112	1,002	1,077	950	906	899	972	893	741	661	735
定期駐車	金額(円)	400円	416,800	445,000	400,800	430,800	380,000	362,400	359,600	388,800	357,200	296,400	264,400	10,990
年	合数(台)	1ヶ月	271	42	42	47	35	79	53	37	42	43	44	250
度	金額(円)	3,500円	948,500	1,470,000	1,470,000	1,64,500	122,500	276,500	185,500	129,500	147,000	150,500	154,000	3,447,500
その他(円)														-26900
1ヶ月あたりの平均		一時預かり	916台		366,350円		定期利用	82台		287,292円				7,816,800

	料金	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
一時預かり	台数(台)	1回	661	888	697	739	784	697	720	918	789	667	576	747
定期駐車	金額(円)	400円	264,600	355,200	278,800	295,800	313,600	278,800	288,200	367,200	315,600	266,800	230,400	8,883
年	合数(台)	1ヶ月	99	31	32	51	28	57	34	37	42	34	22	343
度	金額(円)	3,500円	346,500	108,500	112,000	178,500	98,000	199,500	119,000	131,250	147,000	120,750	78,750	2,840,550
その他(円)														-36500
1ヶ月あたりの平均		一時預かり	740台		296,150円		定期利用	68台		236,713円				6,357,850

	料金	4月(※)	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
一時預かり	台数(台)	1回	672	855	869	1,052	1,047	1,147	900	1,187	1,020	964	930	1,127
定期駐車	金額(円)	300円	230,300	256,500	260,700	315,750	314,100	344,100	270,000	356,100	306,000	289,200	279,150	3,560,150
年	合数(台)	1ヶ月	29	37	34	37	45	76	39	45	35	40	32	277
度	金額(円)	3,600円	107,700	133,200	125,900	134,900	165,400	273,700	140,800	162,000	126,000	147,300	115,200	997,200
その他(円)														-30920
1ヶ月あたりの平均		一時預かり	981台		296,679円		定期利用	61台		219,108円				6,158,530

	料金	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
一時預かり	台数(台)	1回	1,027	1,330	1,210	1,290	1,395	1,503	1,274	1,521	1,343	1,190	1,004	1,284
定期駐車	金額(円)	300円	308,100	399,000	363,150	387,000	418,500	450,900	382,350	456,300	402,900	357,000	301,350	15,371
年	合数(台)	1ヶ月	26	27	25	38	28	60	43	25	28	43	21	302
度	金額(円)	3,600円	95,700	97,200	91,800	136,800	102,600	217,900	90,000	158,200	75,600	108,7200	2,410,500	666
その他(円)			一時預かり	1,281台		384,329円		定期利用	56台		200,875円			7,015,150
1ヶ月あたりの平均														-7300

※台数については、一時預かり・定期駐車、それぞれの収入金額を利用単価で除して算出。

※平成26年4月15日より、一時預かりの料金が、400円から300円に変更となつたため、

平成26年度4月分の一時預かりの台数・料金については、2種類の料金が混在しています。

(定期駐車の料金については、平成26年4月1日より、3,500円から3,600円へ変更)